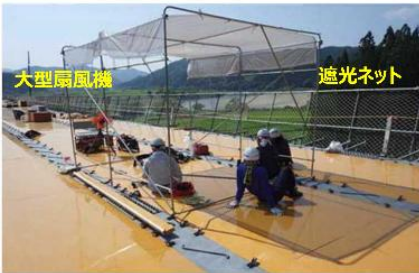


1. 共通仮設費（現場環境改善費）参考例

・主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置
(車内にクーラーや温冷庫を設置)



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



※写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」

(平成 29 年 3 月国土交通省大臣官房技術調査課)

2. 現場管理費補正について

・下記項目については現場管理费率補正（真夏日補正）としているため、共通仮設費として積上げ計上しない。主に作業員個人に対する熱中症対策費用。

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中症対策キット



※写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」

(平成 29 年 3 月国土交通省大臣官房技術調査課)

3. 減価償却費の計上方法

○計算式

積算価格＝購入価格×設置月数／（耐用年数×12）

- ・購入価格は根拠（明細書、領収書等）を提出してもらうこと。
- ・耐用年数については、積算時点における国税庁の減価償却資産の対象年数表を参考にする。

○計算例

- ① 耐用年数8年のミストファン（6万円）を購入し、3ヶ月現場で設置した場合
 $60,000（円） \times 3（ヶ月） \div （8（年） \times 12（ヶ月）） = 1,875（円）$
- ② 耐用年数6年の冷水機（7万円）を購入し、5ヶ月現場で設置した場合
 $70,000（円） \times 5（ヶ月） \div （6（年） \times 12（ヶ月）） = 4,861（円）$ 小数点以下切り捨て

【参考：令和8年6月時点】 減価償却費の耐用年数表(国税庁対象年数表より)

施設・設備	耐用年数 (年)	構造・用途	細目
スポットクーラー	6	家具・電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く）	冷房用・暖房用機器
冷水機	6		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器
製氷機			
ミストファン	8		その他のもの
大型扇風機			
送風機			
休息車	6	一般用のもの（特殊自動車・次の運送事業用等以外のもの）	その他のもの
日除けテント	8	アーケード・日よけ設備	その他のもの
遮光ネット			

4. 対象となる月数について

対象月数＝設置期間(日)÷31(日) ※設置期間には土日祝日含む

例 スポットクーラーを5月～10月の内100日間設置した場合

$100(日) \div 31(日) = 3.22(月)$ （小数第2位を四捨五入し、小数1位止めとする。）

3.2ヶ月を対象とする。